

写

許可番号 02121026469

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃
代表取締役 峰 テル子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 國島 英樹



許可の年月日 令和 3年 5月12日

許可の有効年月日 令和 8年 5月11日

1 事業の範囲

(1) 中間処理(選別)

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理(破碎)

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種 類: 選別施設

設置場所: 岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設置年月日: 平成18年3月31日

処理能力:

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

163.85m³/日 (20.48m³/時間)

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種 類: 破碎施設

設置場所: 岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設置年月日: 平成18年3月31日

処理能力:

複写厳禁
(株)名晃

写

許可番号 02121026469

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）	39.36t／日 (4.92t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
木くず	46.64t／日 (5.83t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
がれき類	104.88t／日 (13.11t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
紙くず	23.28t／日 (2.91t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
繊維くず	14t／日 (1.75t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
金属くず（自動車等破碎物を除く。）	81.6t／日 (10.2t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）	
及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）	152.96t／日 (19.12t／時間)
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。	

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

許可年月日：平成17年12月16日

許可番号：岐阜県指令廃対第5号の15

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（新規）

平成18年 5月23日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成19年 1月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成23年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成28年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）

令和 3年 5月12日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

複写厳禁
株名晃

